

平成25年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成25年12月5日（木曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
企画部長兼 人事秘書課長 大竹広行君	総務部長 小野浩史君
住民こども部長 桐戸博康君	健康福祉部長 鈴木司君
環境経済部長 山本幸一君	建設部長 近藤学君
住民こども部次長兼 こども課長 児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長 小山信之君
教育長 小野伸之君	教育部長 春日井輝彦君
消防長 山本正義君	消防次長兼 予防防災課長 齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

昨日に引き続き、議場において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影をいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

胃がんの発症を減らすためピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定する胃がんリスク検診がありますが、現在、町ではどのような形で検診を推進しているのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員のお話の中にもありました、がんの死因の多さにつきましては、本町におきましても、その対応として、平成16年度に策定をしました「健康こうた21計画」の中でも、生活習慣病予防、健康づくりのためのがん検診を初めとした健康受診の率の向上については、努めておるところであります。

御質問のリスク検診の関係でございますけれども、現在、人間ドックと胃がん検診におきまして、40歳から60歳までの5歳ごとの節目者を対象としまして、ペプシノゲンとヘリコバクター・ピロリ抗体検査、これのための助成をさせていただいております。検診料の約2分の1程度、1,900円の自己負担金で検診を受けていただけるような体制を持って推進をさせていただいているところでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 人間ドックとか胃がん検診で節目ごとの、40歳から60歳の人たちが2分の1の助成で、1,900円で受けられるということでございますが、その節目検診の、例えば対象人数だとか検診を受けた人、このリスク検診を受けている検診率というのはどのぐらいになるのか、お聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） この抗体検査の助成対象であります節目の対象者につきましては、平成24年度でございますけれども、2,420人、このリスク検診の受診者につきましては、19名で、受診率は0.78%でございます。ちなみに、23年度では、24人の受診者で、受診率が1%でありました。

ただ、胃がんの節目受診者が、この率でいきますと、胃がんの検診を受けられた方、平成24年度でいきますと、183名の方が受けられたわけですが、その中でこのリスク検診を受けられた方は10.4%ということで、同時に受けられたということであろうかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 人間ドックにいたしましても、胃がんの検診の中で受けられる検診の率といたしましては、かなり低い率ではないかなというふうに思うわけですが、この低い検診率というのはどこが要因だというふうに担当課としては考えられておられるのかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 検診率の低さは、私どもも検証をなかなかしながら、もしづらいところもあるわけですが、リスクの検査というのは、なかなか受けられにくいのかなと。がんを発見するための胃がん検診というのは、まだいいのかもしれませんが、リスクの検診については、まだいまいち周知というか、認識をしていただいている部分があるのではなかろうかなというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今言われましたように、確かにリスクは何なのかなど、この検診というのは何の検診なのかなどというのがまだまだ住民の皆様には知られていないというか、周知をされていないというところがかなり多いのかなというふうに思うわけであり

ます。
その結果が、こういう受診率の結果ではないかなというふうに思うわけでありますが、この検診内容から言いますと、採血検査を行うことによって、ピロリ菌の有無と胃粘膜の萎縮程度を測定をして、感染があるとなれば、内視鏡や精密検査やピロリ菌の除去治療を促して、胃がんなどの予防や早期発見治療に生かすことができる、私は大切な検診ではないかなというふうに思われます。

日本人の2人に1人は胃のピロリ菌を持つとも言われております。例えば、このピロリ菌に感染しても、除菌することによって、発がん率を低下させることができます。全国的に胃がんリスク検査が広がっていること、また先ほど言いましたように、除菌の保険適用がされたことで、胃がんの撲滅へ大きく進んでいくのではないかなというふうに思うわけでありますが、検診の周知方法をいま一度考え直すべきではないかなというふうに思うわけでありますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員おっしゃられますとおり、リスク検診の必要性については周知をしていかなければならないと思っております。

胃がん検診等の受診をしていただく際、さらには住民健診であるとか、さらにイベント時等でのその必要性については、いろんな形で周知をさせていただいていたところでもあります。

ただ、国によりますがん検診に係ります検討会の中でもリスク検診の討議がされておるわけですが、その中で、いまいち根拠がまだ不十分であるというような御意見もあります。がしかし、先ほど言われましたようながん検診につながる恐れがあるということは、これは少なからずともあると思いますので、今後におきましても、この検査の有効性、これらの検証ももちろんでございますけれども、胃がん検診の向上率も上げていかなければならないということとあわせて、その必要性については、いろんな場所で周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 周知は徹底して行っていただきたいというふうに思います。

リスク検診と言うと、その言葉を聞いただけで、胃がんのピロリ菌があるかないかを調べる検査なんだということが誰でもわかるような周知はして行っていただきたいというふうに思うわけであります。

国のほうも、確かにいろいろ言われているかもしれませんが、しかしながら保険適用になったということは、その因果関係は認められたということではないかなというふうに思っております。

胃のX線や内視鏡は苦手な方もございます。その点、リスク検査は気軽に受けられると思いますし、さまざまな検診がございますが、個人負担はピロリ菌の検診が一番高いわけであります。今までいろんな検診で助成を町はしていただいておりますが、1,9

00円と、一番高いのがリスク検査の助成でございます。

例えば大腸がん検診は400円、前立腺とか肺がん検診は500円でやられております。ピロリ菌の検診の助成の拡大をしていって、早期発見・早期治療で医療費の抑制をやっぱりつなげていくべきではないかなというふうに思いますが、この助成の拡大についてのお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 確かに、このリスク検診の1,900円というのは、検診料に占める割合というのは5割ぐらいの話ですので、高いかなというふうに思います。

ただ、このリスク検診というのが、本当に先ほど申し上げました、検討会の中でも示されていますように、因果関係はないとは言えないけれども、まだその効果が実は実証もされていませんし、根拠についてもなかなか不透明であるという中で、まずがん検診をしていただくことが我々としては第1番ではなかろうかなということで、早期発見に努めることは、これは私どもも承知はしておりますが、できれば当面は、現状の節目者に対する制度、これを継続をさせていただきたいと。もちろん、金額につきましては、先ほど申し上げました、ほかのものもあわせて、一度、研究・検討はしてみたいと思っておりますが、当面はお願いをしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） このリスク検査というのは、先ほども言いましたように、やはりバリウムを飲んだりだとか、胃カメラをやるだとか、そういうのが苦手な方もおられるわけでありまして。だから、胃がんの検診はやらないよという方もいるかというふうに思いますので、こういう検査がありますよということは、やはり先ほど言いましたように、周知、また女性にいたしましても、最近ではワンコイン、ワンコインという言葉がよく流行しておりますが、できればこのワンコインぐらいな個人負担額で軽減していって、なおかつ周知をしていっていただいて、リスク検診を受ける人を多くする。そして、胃がんをなくす、少なくするというのが、私は一つの方法ではないかなというふうに思っております。

例えば、東京の町田市では、今年度末で年齢が55歳から64歳の市民を対象に、市内の医療機関で無料でリスク検診を行っております。将来的には、20歳以上の市民が検診を受けやすくする体制整備を目指しているようでございます。

人間ドックの節目年齢だけではなくて、また町民が受けやすい体制が必要ではないかなというふうに思いますので、対象年齢の拡大、また再度500円のワンコインの助成への拡大についても、再度、御答弁を願いたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 確かに、周知の不足は、私どももこれは反省はしなければならぬところかと思っております。住民の方々にはかかっていたかというのが、この検診率を上げる一つの方法であろうと思っております。もちろん、それについては行っていきたく思いますし、費用につきましても、ほかの検診の割合と比べてどうだということをおっしゃれば、確かに先ほど言った5割ぐらいの助成をさせていただいておるというところでは、一度検討はしなければならぬかなというふうには思いますが、先ほども御

答弁申し上げましたように、そもそもの胃がん検診がなかなか受診率が上がらないということも事実でございます。なかなかリスク検診についての周知、これは当然していきながら、先ほど言った胃がん検診の受診率の向上に向けての、まず拡大、それとあわせて対象者の方の拡大につきましても、これは近隣市町村を比べてはいけませんけれども、そんなに劣っているわけではないというところで、近隣の状況も見ながら、今後、一度検討をさせていただきたいということをお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 対象年齢の拡大と助成への拡大も、今後、近隣市町を見て検討ということですが、しっかりと検討はしていただきたいというふうに思います。

このリスク検診も、本当に全国さまざまいろんな自治体が知恵を出してやっておられます。例えば、若年層の感染は約5%前後と推定されております。だから、若いときに検診をなるべく早く受けて治療することによって、発症が少なくなるという、こういうこともやっているところでございます。若いときにリスク検査をして除菌をすれば、発症のリスクはほとんどゼロになるということも期待されているところでございます。

岡山県の真庭市では、中学3年生を対象にピロリ菌の無料感染検査を行っております。学校などで一斉ではなく、希望者が市内の指定医療機関に申し込んで検査を受けるもので、従来800円かかる尿中ピロリ抗体検査を無料で行っているものでございます。

胃がんとピロリ菌との相関関係が認められた以上、今後、このような自治体のように知恵を絞って、町民の健康と安心な生活を守るためにもやはり決断していくべきではないかなというふうに思いますが、この若年層の検診についてというお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 私、少しちょっとピロリ菌について調べさせていただきまして、これは絶対とは言いませんが、ピロリ菌は、現在、井戸水で感染をし、上水では基本的には感染をしないということが言われているところです。これが絶対とは言いませんが、基本的に井戸水で幼少期を過ごされた、今現在50代の方の約5割がピロリ菌が多分あるだろうと。40代では30%、さらに年齢が下がるほどその率は下がっているというように書いたものもございます。

これは、私が信じているわけではございませんし、親御さんから子どもさんに当然ピロリ菌については口から食べ物についてうつるというのがありますので、若い人についての対応も当然今後考えていかななくてはならないかなというふうに思います。

先ほど申し上げました、まだその効果についての認識もいまいち私どもも研究不足でございますので、ほかの市町村の事例を踏まえて、一度研究をさせていただき、検討したいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今言われましたように、年齢が高ければ高いほどピロリ菌の感染者は多い。だから、若い人ほど少ない。これは、当然でございますし、だから若い人ほど少ないがゆえに、やはり若い世代に検診をやってピロリ菌をなくしていく、そこが健

康、また発がん性をなくす、そこにつながってくるのではないかなというふうに思いますので、しっかりと事例を検証していただいて、前向きに検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、がんの無料クーポンでの検診でございますが、これは2009年度より乳がん検診、40歳から60歳、子宮頸がん検診、20歳から40歳の5歳刻みの年齢に達した女性を対象に実施をしてまいりました。無料クーポンが始まってからの受診率と効果をお聞かせを願います。大腸がんの受診率もあわせてお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） がんの無料クーポンの事業、がん検診の推進事業につきましては、国の2分の1補助を受けながら現在実施をしておるところでございます。

実施につきまして、21年度から乳がん検診を行いまして、40歳から60歳までの節目者、子宮がん検診につきましては、20歳から40歳までの節目者、さらに23年度では、大腸がんの検診が始まりまして、40歳から60歳の節目者。

この中で、検診の受診率でございますけれども、乳がん検診におきましては、この事業が始まる前、平成20年度でございますけれども、16.4%でありました。それが昨年度、24年度で26.3%、それから子宮頸がんにつきましては、平成20年度で11.6%でありましたが、24年度で22.1%、それから大腸がんにつきましては、23年度から始まりまして、22年度では39.8%であったものが24年度で40.5%、この数字から見ますと、いずれの検診につきましても、この事業の実施によってその受診率が向上しておるということは、住民の方の意識の向上があったかなというふうに思いますし、がんの早期発見、治療につながっているかなというふうには理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 確かに、今、御報告がありましたように、この無料クーポンの効果というのはあったかなというふうに思います。国のほうにおいても、やはり無料クーポンの効果はあったということを示されております。

では、この5年間で、本年度はまだかもしれませんが、乳がん、子宮がんの無料クーポンを受け取った人数、対象者、その受診率をお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） がんの推進事業で、乳がんの無料クーポンを配布をさせていただきました対象者、乳がんで5年間で6,037名でございます。それから、子宮がんにつきましては、6,564名でございます。クーポンの率は、受診率で、平成24年度で、乳がんのほうで29.8%、子宮がんで22.2%ということになっております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 無料クーポンが始まって検診率はそこそこ上がってきたようでございますが、この無料クーポンを使った方、これをお使いになった方が、今言われた、乳がんでは、平成24年度では29.8%、子宮頸がんでは22.2%ということで、まだまだ30%にはいかないということでございます。

厚労省のほうは、この無料クーポン事業を開始してから5年を経過するというので、受診対象者への配布が一巡したことを理由に対象年齢を絞り込む予定でございました。しかし、公明党の強い要請を受けまして、無料クーポンが配布された人のうち検診を受けなかった女性に対し、来年度から2年間かけて無料で受診できる方針を固めたようでございます。

本町で言いますと、今のパーセントでいきますと、70%から70数%の方々が対象になるのではないかなというふうに思うわけですが、この方々が来年度から2年かけて再度受診ができますよという、こういう方針に改められたということをお聞きしておりますが、新たな取り組みをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 乳がんと子宮がんの検診、このがん検診推進事業につきましては、先ほど申し上げました平成21年度から実施をされ、5年間実施をしてきました。この実施によりまして、その年齢の方が一巡をしたということで、26年度から新たに対象となる、乳がんでは40歳、子宮頸がんでは20歳の方だけを対象にして実施をされるということで国のほうから示されております。

今、議員御質問の再検診ですか、これについては、事業の利用率が全国で2割強であるということを受けて、その低いことを理由に、5年間の対象者の中で未受診の方について再度クーポン券を発行し、その受診率を上げたいというようなことで、たしか11月22日だと思いますが、新聞で報道もありました。

その日に実は私どもも、この内容についてすぐ対応しなければならないということで、県を通じてちょっと国のほうにお聞きをしましたが、その内容については、一度検討しておるところで、まだ決定をしていないという御返事でございます。

これは、事実どうなるのかわかりませんが、ただ先ほど議員も御指摘のありました受診率が低いというのは、私どもも承知していますし、国も承知をしておるところでありますので、多分、再度、この配布の内容については何らかの形で方向性が出されるのかなという、これは推測でございます。

改めて、県のほう、通達・通知が多分参ると思いますので、その時点でまた機会があればお伝えをしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、ちょうど国のほうも動いているようでございますので、新年度、来年度からは、こういう方向で参ってくるのかなというふうに思います。

このように、再度受診を促して、2016年度のときには受診率を50%まで持っていきたくて、こういうようなことも示しているところでございます。

あわせて、厚労省は、新たに再度受診をする人たちのために、新たにコール・リコール、個別勧奨を導入して、この50%の受診率を目指すということを言われているというふうに私も聞いておりますし、また休日・夜間の受診体制などの充実も進めるとされております。

このコール・リコールというのは、無料クーポンなどで検診の案内をした人が受診しない場合、催促通知や電話などで改めて案内をして検診を進めることですが、そのよう

な内容の通知はあったのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、厚労省は8月に開いたがん検診のあり方に関する検討会では、受診率向上への議論を行い、コール・リコールを初め受診の利便性向上への取り組みが重要、対象者に応じた普及啓発を実施することが重要としております。

がんに対してどう対策を進めるか、がんは検診を受けることで減らせることはわかっていますが、なかなか受診してくれない。では、どうするのか。意識の高い人は検診に行くが、そうでない人はなかなか行かない。意識を持ってもらうためにも催促をしていかなければいけないのではないかなというふうに思います。このコール・リコール制度の導入についてのお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） このコール・リコールと休日・夜間の関係につきましては、まだ県のほうから何ら通知も、その内容も伝わってきておりません。

改めて、議員の御質問の中でお答えをしたいと思いますけれども、私どもとしては、まず受診をしていただくための一つの方法として、確かにコール・リコールというのは有効であろうというふうに思いますが、今現在やっていますのは、例えば要精検のあった方についても、まだ検診を受けていないという方がお見えになりますので、そういった方につきましては、はがきで再通知をさせていただきながら、その検診をしていただきたいということでお知らせをしております。

また、要精検者の未受診者につきましては、医師会で、こちらのほうから委託をさせていただきまして、受診勧奨も行っておるというところで、改めてそのコール・リコールについては、今、当面はまだ考えておるといことではありません。

なかなか検診で、先ほども議員のほうの御意見にありましたように、内視鏡だとかバリウム検査は抵抗があるというのは、これは私どもも承知をしておりますけれども、あらゆる機会を通じて、がんの早期発見・早期治療、これに向けた周知や受診の動機づけになるための事業、これらも考えていかなければいけないかなというふうに思いますので、改めてそういったことに対しては一度検討をしたいということ考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本当に意識がなくて受けない人、忘れていた人もいるかもしれません。そうしたときには、コール・リコールは確かに効果的だということは、これも実証はされているところでございますので、こういう通知等が来ましたら、しっかりと取り組んでいていただきたいというふうに思います。

また、厚労省のほうのがん検診に関する委員会の報告書の中でも、市町村が検診台帳を整備した上で受診勧奨を行うべきだという、こういう報告もあるようでございます。未受診者に対して再受診できる通知や電話による勧奨というのは、受診勧奨を進めていくべきではないかというふうに思っております。

また、先ほど少し触れましたが、時間的に受けられないということもあるかというふうに思いますので、休日・夜間の受診体制を進めていただいて、これは医療機関との調整があるかというふうに思いますが、がんの死亡率は、有効な検診を正しく行えば必ず減らせるということがわかっておりますので、しっかりとした検診の充実を要望してお

きたいというふうに思いますが、再度御答弁を願います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） がん検診の必要性については、私どもも重々承知をしており、るところでありますので、その検診率の向上につきましては努めていきたいというふうに思います。

コール・リコールの必要性、この辺、有効性につきましても一度検討・検証をさせていただきながら、受診体制の整備につきましては、やはり医師会、各医療機関の方々の調整、これらもありますので、今後、さらに一度研究・検討させていただきながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） しっかり進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、防災士の資格取得に助成でございますが、防災士等は、特定非営利活動法人の日本防災士機構による民間の資格でございます。

大震災など災害の発生が起きたとき、災害に対する十分な知識と対応を備えることにより、私たちの生命や財産に対する損害を大幅に軽減することは可能になってくるものでございます。災害時は、自助・共助・協働が原則でございます。社会のさまざまな場で地域の防災力を高めていく活動が求められております。

防災士は、防災に関する教育の専門家の集団で、多様な教育の訓練、また啓発事業などに対応しているものでございます。

私は、平成24年の6月の第2回定例会の一般質問で、防災士の必要性和資格取得への助成を要望いたしました。そのときの答弁では、地域の防災リーダーの育成を考えていきたいとのことございました。そして、ことし6月、7月、8月と防災リーダー養成研修が行われました。では、まずその防災リーダー養成研修の講師、内容、研修を受けた職員、また町民は何人いるのかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今年度実施をさせていただきました防災リーダー養成研修でございますけれども、3回実施をしたということでございます。

6月に実施をいたしました第1回目につきましては、講師にNPOの愛知ネットの代表をお招きをいたしまして、避難所運営に関する講話、そしてまたワークショップを実施をさせていただきました。受講者は、自主防災会の皆様方が65名、役場職員が12名、計77名であります。

7月の第2回目につきましては、同様にNPO愛知ネットの職員の方をお招きして、机上での避難所の開設訓練とワークショップを実施をいたしました。受講者は、自主防災会の皆様方が55名、役場職員が12名、合わせまして67名であります。

8月の第3回につきましては、防災安全課の職員と予防防災課の指導によりまして、避難所の開設の実践訓練、それと無線の使用取り扱いについても、その場で実施をいたしました。受講者は、自主防災会の皆さんが55名、女性消防クラブの皆さんが21名、教員8名、役場職員12名の96名でございました。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） かなりの多くの方が参加をしてくださり、それだけ防災意識が高まっているということがよくわかりました。

それでは、今年度行われた3回の防災リーダー講座というのは、今までもいろんな講演会がさまざまございましたが、今回のこの3回の自主防災組織のリーダー、これの研修会と今までの研修会とどういふふうな違いがあるのかということをお聞かせを願いたいと思います。

それから、また今後、このリーダーの養成研修を受けた方々は今後どのような活動をしていくのかということもお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 昨年度までにつきましては、日程的には1日のみということがありました。今回、3日間とさせていただきます内容につきましては、実際に東北の被災地で復興支援をされておりますNPOの方々を講師にお招きをいたしまして、受講される方々に避難所の開設や、その避難所の運営の実情を御理解をいただくとともに、幸田町の防災会を初め町民の皆さんにも、避難所の開設ができるような形での実践までつなげるような形の研修にしたいということとしまして、3日間の開催といたしました。

今回、受講いただきました自主防災会を初めとするリーダーの皆様方には、実際の災害時にリーダーシップを発揮していただくとともに、学区、あるいは区のほうで実施をされます防災訓練におきましても、指導者としての活躍を期待をさせていただき趣旨におきまして実施をさせていただいたところであります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本当に避難所の開設、また実践、またそれから何かあったときに、それがそれぞれの区、また学区で実践につながるような、そういう研修であったというふうにお聞きをいたしました。また、このリーダーの方たちは、自分たちのリーダーシップを発揮して区をまとめていく、そういうことも今お聞きをいたしました。

私も、三河ネットのほうで、自分の区はわかりますが、他の学区のところを見させていただいて、本当に実践に伴った避難訓練をされたなど、ことしの地区の防災訓練でございますが、それを見させていただいて、リーダーシップをとってみえるなどということを目で見させていただきました。

次に、このリーダー養成研修を受けた人には、修了証または認定証というのは交付されているのか。研修を受けられたという何らかの証は必要というふうに思いますが、この辺についてもお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、研修は受けても防災リーダーは務められないよという、リーダーシップは発揮しないよという方もあるかもしれません。たまたま区の役職で今回研修を受けたよという方もあるかもしれません。みずから進んで今後も地域での災害時の初期活動とか防災リーダーとして活動していくという人には、登録をしていただいて、自分の地域に即した防災対策などを進めてもらうような登録制を考えていってはどうか。

また、今回のこの3回のリーダー研修では、それぞれ町の全域から参加されたというふうには思うわけですが、その辺のことについて確認をしていきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、今回受講いただきました皆さんに修了証、あるいは認定証というような交付をしたかということでございます。実際のところ、そうした認識を持っておりませんでして、修了した方には何もお渡しをしていない状況であります。

受講者は、各区のほうから選任をいただきました、主に自主防災会の会長、あるいは副会長を初めとする役員の方々でありました。各区には2名から5名の方々の受講者が受けていただいたという内容でございます。

今後につきまして、第1回目と言っているのかあれですけども、修了してしまった方々には、そうした認定等は証としてはお渡ししておりませんので、議員おっしゃっていただきました登録制と申しますか、ことし受けていただいた方の名簿はちゃんと把握をさせていただきまして、そうした登録名簿と言いますか、そうした中で役場としてもどういう方が受けていただいた、修了をしたかというようなことで努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 済んだことではございますが、でも後からでも私は修了証でも認定証でもお渡しはできるのかなというふうに思います。今回、登録制を引くということではございますので、そのときにもやはりしっかりと意識づけというか、そういうことも必要だというふうに思います。

それぞれ生身でございますので、仕事の関係、家庭もでございます。今は活動できても、また来年、再来年では状況も変わってきますので、登録制にしておけば、登録をやめるときには登録をやめていただき、申し出てくれれば、また防災リーダーが今はこの人たち、来年度はこの人がやめられてこの人が入ってきたよということもしっかりと明確になりますし、その後のフォローアップもしていけるのではないかとこのように思いますので、ぜひとも登録制を速やかに行っていただきたいというふうに思います。

また、災害時のときには、多くの方々が避難してまいります。そのとき、この避難所の中心者は誰なのか、わからないことは誰に聞けばいいのかと迷ってしまいます。防災リーダーとしての識別のため、防災リーダーの証となるキャップとかベストなどの支給の考えはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、昨年受けていただきました、リーダー研修を受けた方々につきましての登録制と申しますか、このことはどういう形でしていったほうがいいか、改めてもう一度検討をさせていただきたいと思っております。

それから、リーダーとして誰が見られてもその方が今回この場所でのリーダーだということを皆さんが認めていただくような認識ができるというものに何かあるかということでございますけれども、各区にオレンジ色のベストを2着ずつ支給をさせていただいております。必要に応じて追加支給もしてまいりたいとは考えますけれども、今、各小学校の備蓄倉庫の中にオレンジ色のベストが保管をしてある状態です。

そのほか、避難所開設に当たっての資材はもちろん備蓄倉庫の中にありますけれども、ベストの背中にはA4サイズのもので何の役というような、例えばリーダー、会長だと

かというようなことの表示も差し込んでできるようなベストにはなっておるとい状況のもの配置は今しておるところであります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 識別をするためにベストでございますが、小学校の備蓄倉庫にオレンジのベストが2着ずつあるよということでございます。また、ネームは取り外しのできるような、挟めるようなA4のもので、自分たちで書いてやれよということでございますが、やはり登録者にはそれ相当の、登録した方にやっぱり差し上げて、そういう意識を持っていただけたということが私は必要ではないかなというふうに思います。

識別するため、また存在の意識を高めるためにも、この登録してくださった方にそれを差し上げて、自分たちで書いてやれよじゃなくて、もうきちんとした形、また防災備蓄倉庫は、何かあったときには、備蓄でするので、やっておりますが、そこへ行って、自分たちが何か紙を書いて、リーダーだとか会長だとか書いてやって、それからなんていうのは、すごく時間のロスでございますので、やはり自分たちが個人で持っておられるような、そういうものは私は必要だというふうに思います。

例で言いますと、交通指導員にもすばらしい制服があるわけでございます。防災リーダーの方々は、意識は高く持っていただくためにも、やっぱり個人のをしっかりとお渡しをしてやっていただきたいというふうに思います。

それから、10月の総務委員会で福井県の越前市に視察をまいりました。越前市では、地域防災人材育成のための防災士研修講座受講料などを全額助成をされていて、平成25年度から3年間かけて、毎年10人、100万円を予算化して、自主防災組織の育成を強化をされておりました。地域の住民の力をおかりしたいということでございました。

私も昨年の9月に防災士の研修に参加をいたしまして、10月、晴れて防災士の認定証を取得をいたしました。1日7時間で2日間の集中研修でございました。講師といたしましては、NPO法人の会長とか名古屋大学の工学研究科の准教授だとか、また名古屋大学の減災連携研究センターの准教授だとか、またNPO法人のレスキューストックヤードの代表だとか、さまざまな本当に専門家の方々の講義を受けることができました。専門的な深い講義と演習になりました。

防災リーダーを育成することに否定するつもりはございません。しかし、さらに専門的な知識を持った者が地域の自主防災活動の中心となって役割を担っていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、一人でも多くの防災士の育成が必要でございますが、それについての助成のお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、個人にそうしたリーダーの認識を持っていただく上でも、例えばキャップだとかというような御提案でございます。

毎年、毎年、リーダーになっていただく方が一人でもふえていただき、いざというときには、その中の皆さん方が一斉に段取りをとっていただくような形を描きまして、リーダー研修も進めておるわけでありまして。そうした方々に、その現場でのリーダーはベストでということもいいというふうに思っておるわけですが、そのほかに何か特

定なもので識別認識ができるようなものが必要であるというふうなことにつきましては、また自主防災会、地域の皆さん方の御意向もお聞きをしながら考えていかせていただきたいというふうに思います。

それから、防災士の資格取得に対する補助の件でございます。この案件につきましては、以前にも御質問をいただいております。

今のところにつきましては、その補助をすることにつきましては、まだ考えてございません。近隣市町等の動向をまた見させていただきながら、調査・研究をさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 町のホームページに総務部長のお言葉が載っております。ホームページに、特に自主防災リーダーの育成、防災マップ作成に重点を置き、災害時の対応レベル向上に取り組むというふうにございます。

災害時の対応レベル向上に取り組む上では、やはり私は防災士の資格を受講された方、資格を持っている方が学区に1人は必要ではないかなというふうに思いますので、しっかりとお考えを進めていただきたいというふうに思います。

次に、家庭で取り組むCO₂削減についてでございます。

気候変動枠組条約の第19回締約国会議（COP19）は、11月23日、2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減の枠組みづくりを合意文で2015年度末よりも十分に早い時期に自主的な削減の貢献を用意できるよう各国に準備を求めることとしております。合意に基づき、日本は2020年以降の目標をあと1年余りでまとめることになっております。最近、日本だけでなく、世界中の人たちが巨大化する台風や竜巻、干ばつなどの異常気象の危険にさらされ、温暖化の深刻さを実感しているところではないでしょうか。

また、温暖化で環境のバランスの乱れが進行し、この極端な気象は今後ふえるというふうに言われております。

本町にいたしましても、平成25年3月、環境基本計画を見直し、地球温暖化防止のため、公共施設からの温室効果ガス総排出量の把握、環境負荷対策の取り組みなどとして、駅を中心としたコンパクトな都市構造の計画、形成、公園や道路緑化、照明のLED化、また電動自転車、クリーンエネルギー自動車の普及、配慮型住宅の建設推進、エコ通勤などと積極的に取り組んでおられることは、評価をいたしております。これらの取り組みの中でどのぐらい本町として効果があらわれているのかということをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 実際の大規模災害が発生をしたときのことを考えますと、やはりまだまだ今の体制では万全とは申しにくいところがあります。さらに、そうしたリーダーの方々を多く育成をさせていただき支援をさせていただきたいと思っております。そうした段階の中で、また防災士の資格につきましても検討をさせていただきたいというふうに考えております。まずは、裾野を広げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 地球温暖化の関係で、11月ですか、COP19がポーランドで行われたときに、日本として、以前、京都議定書の関係で示したものよりかなり後退したということで非常に残念に思っておる次第でございますけれども、幸田町としましては、ただ地球温暖化のためのCO₂削減等につきましては、エコを含めまして進めていくということでございます。

なお、町の取り組みでございますけれども、町の取り組みとしましては、幸田町の公共施設につきましては、幸田町地球温暖化対策実行計画というものを平成21年につくっております。これにつきましては、主な公共施設、役場庁舎、保健センター、小学校、中学校、保育園、子育て支援センター、児童館、消防庁舎、中央公民館、郷土資料館等でございます。また、全課としまして、公用車を対象としております。

これらにつきまして、平成19年度対比で、以前言われておりました6%削減ですか、そちらのほうに向けて実行していこうということで、この内容につきましては、電気、LPガス、灯油、ガソリン、軽油、車の走行距離等で判断して、それを示していくということでございました。

平成24年現在でございますけれども、温室効果ガス排出量相当で算出しますと、19年を100とした場合、平成24年では95.1%ということで、4.9%の減でございました。一応、目標25年度につきましては、91.5という数字を掲げさせて努力させていただいている次第でございます。

なお、町の民間の関係につきましては、その数値等については把握しておりません。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 公共施設のほうは順調に削減をしている。町全体としては、さまざまな努力の結果、わかりませんが、かなりの効果は出ているのかなというふうに私自身では考えておるところでございます。

これらのこともさまざまな事業を取り組まれておりますので、常にアンテナを張って見ていただいているとありがたいかなというふうに思います。

それから、環境基本計画の「省エネ行動に取り組もう」の中に、地球温暖化防止のための国民的運動、これは「チャレンジ25キャンペーン」などを町で展開し、オフィスや家庭等におけるCO₂削減の具体的な行動の実践を呼びかけていく必要があると、このように明記をされておりますが、町として具体的な内容の進め方をお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 省エネ行動に取り組んでいこうということで、家庭におけるCO₂の具体的な施策を広報及びホームページ等に掲載させていただいておるわけでございます。それにつきましては、緑化木の無料配布、電動アシスト自転車の購入補助の御案内、こうた緑のカーテンコンテストの参加の募集、また使用済みてんぷら油の回収をいたしますということを載せさせていただいております。また、生ごみ処理容器購入補助制度及び新エネルギーシステムの設置補助を掲載しております。

また、産業まつりにおきましては、こうた緑のカーテンコンテストの入賞者の表彰と作品の写真の展示を行っております。

また、毎年、幸田夏まつりにおきましては、あいちエコチャレンジ21の取り組みといたしまして、CO₂削減に関しますクイズや白熱電球、蛍光灯、LEDの比較実験などの体験できるブースを展示しております。そのような行動、PRをしております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） それから、今月の12月は地球温暖化防止月間、また大気汚染防止推進月間でございます。暖房機器の使用や自動車交通量の増加に伴い、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素や大気汚染物質である窒素炭化物が多く排出される月であることから、それぞれ注意していこうと呼びかけているものがございますが、町民への啓発はどのようになっているのかということをお聞かせを願います。

それとあわせまして、先ほどの基本計画の中に町の施策として、地球温暖化防止に向けて関連情報を共有するため、町民にわかりやすく発信しますというふうにされております。町民への発信はどのようになっているのかということをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 町民への周知でございますけれども、年4回、環境だより等、広報に載せておるわけでございますけれども、冬についてウォームビズ等、暖房の削減につきまして、私の記憶の中でどのような周知をしたかちょっとはっきり記憶がございませんけれども、暖房の温度を20度というウォームビズ等の対策等は必要かということで、役場におきましても、そのような行動を実施はしております。

○議長（大嶽 弘君） 理事者に申し上げます。

答弁残時間が2分ですので、簡単・明瞭にお願いします。

○環境経済部長（山本幸一君） 関連情報の発信につきましては、今後、広報等、またホームページ等で発信はしていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 住民に発信をしていくということでございますが、私がホームページを調べる、また広報を調べたときでも、最近ではこれは載っておりません。今月の12月の地球温暖化防止月間と、この大気汚染防止推進月間でございますが、2010年の12月の広報に載っておりました。2011年の12月広報にも載っておりました。それから、各市町のホームページでも、12月はこういう月間であるので、皆さん暖房の温度を1度下げましょうと、だから20度だったのは1度下げて19度にしませんかという、こういうホームページで発信しているところもございますので、やはり住民の皆さんが身近に挑戦できるような、そういう発信を私は心がけていただきたいというふうに思います。

それから、家庭から排出される二酸化炭素を減らそうということで、根気強く呼びかけていくことが大切でございます。他の自治体では、家庭でできるエコライフ、地球温暖化を防止するための初めの一步として、それぞれの市独自のエコポイント制度を設けて、CO₂削減の取り組みを進めております。このエコポイント制度をどのように認識をされているのかということをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほどにつきましては、ホームページに早速載せていきたいと考えております。

続きまして、エコポイントの制度でございますけれども、これにつきましては、一人一人のエコアクションに対して、奨励、報償等についてポイントを付与し、その蓄積ポイントに応じて商品の交換や抽せんで物が当たるというようなことで、積極的なエコアクションを促すシステムとして理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） このエコポイント制度は、市町独自でございます。隣の岡崎市のエコポイントは家庭が対象で、エコポイント認定の対象となる温暖化防止活動を行って、その活動実績をポイント化してためる。そして、ポイントに応じて希望する応募コースを選んで申し込むと、抽せんで豪華賞品が当たるということでございます。申込者には、ごみ袋ももらえるそうでございます。

豊田市では、愛・地球博から始まったEXPOエコマネーを活用した市独自のものをやっているようでございますが、このエコポイント制度を導入する考えがあるかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

それとあわせて、このエコポイント制度は、その商品は町内の事業者から賛同していただいたところから提供していただくものですので、予算はかかりません。また、提供してくださる業者名は町のホームページでしっかり載せていく。町民と事業者と行政の協働による取り組みというふうに考えておりますので、ぜひとも町独自のエコポイント制度の導入を要望をいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 近隣におきまして、岡崎市、刈谷市、豊田市も実施しとるわけでございますけれども、これにつきましては、岡崎市の状況をお聞きしましたところ、24年度からやっているわけですが、24年度で733名の応募があり、220名の方が商品が当たるということでございました。

ただ、問題も多く、ポイントを発行していただける民間事業者との連携、参画や、子どもから高齢者の方まで幅広い年齢層にわたる媒体とシステムづくり、ポイント交換できる景品、公共施設の利用料等、町民が魅力を感じる付加価値の内容や町民参加の規模、事業経費等、十分検討する必要がございます。今後の研究課題とさせていただきますけれども、岡崎市においても733名が昨年応募ということは、人口的から見るとかなり少ないのではないかとということで、もっと参加できるようなシステムづくり等もあるんじゃないかとということで研究課題とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時12分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について、順次、質問をさせていただきます。

まず、PPS（新電力）への切りかえを拡充をし、財源確保について問うものであります。

私は、2011年12月議会一般質問で、脱原発・脱中電の観点から、PPSに切りかえを入札で実施をし、電力料金の節約、経費削減などを提起をし、町長は、必要な資料作成を指示をしている。2012年度に検討する。このような答弁をされております。その後、かなりの時間的経過がございましたが、2013年4月から入札によって新電力、株式会社F-Power（エフパワー）と電力供給の契約をされました。4月から切りかえによって、この11月まで8カ月が経過をいたしました。切りかえたことによる問題点があるかどうか。あるとするなら、どのような問題点をまず答弁を求めるものであります。

なお、答弁者に申し上げますが、先走って答弁をする、フライング答弁が結構目立つということは、質問者の口封じにもつながるんで、聞いたことだけはきちっと答えると、こういう形で臨んでいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 本年の4月からPPS（新電力）に契約を改めてさせていただきました。契約の相手方は、議員おっしゃっていただきました株式会社F-Powerであります。

これまで、4月から10月ということで、7カ月実質的にはあるわけですが、この間におきまして、特段の問題点・課題点につきましてはなかったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特段の問題点はないということです。

問題点がないとしたら、じゃあ次に成果とは何なのか。問題点はないけれども、成果はこういうものだよと。私は8カ月というふうに思ったんですが、11月終わって早々の電力料金の支払いというのは若干無理かということで、今答弁がありましたのは、10月までの7カ月間と、こういうことの中での問題点の指摘はございませんと。それでは、この7カ月間の成果というものは何なのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 実際に毎月の基本料金が実質的に安くなってきたということでございます。中部電力と比較をし、安価となってきたということでございます。積み上げました成果といたしますと、金額にいたしますと、4月から10月までの7カ月間で157万5,432円の削減が図れたというものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この7カ月間、つまり4月から10月までで157万5,432円

ということで、これは中電比較ということですよ。そうしますと、年間の12カ月に換算しますと、幾らになりますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） これは、これまでの月平均を、単純に残ります箇月を掛けたという試算で考えますと、おおよそ270万円になるのではないかと見込んでおります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 270万円の経費削減、いわゆる電力使用量の削減、それはひいて財源が新しく生み出されたと、こういう私は観点で見たいと思います。

このPPSの契約は、1年契約ですよ。1年契約ということは、来年の3月31日でこのF-Powerとの契約が切れる。契約が切れてそのままにしておけば、中電という形には自動的にはなりませんよ。中電がこの地域の電力を一定販売で独占をしたとしても、あんた勝手に幸田町は中電を袖にしたじゃないかという形で、中電、頼むわと言ったって、ペナルティーがついてくるわけなんで、そうしたときに、じゃあこの1年契約の契約を更新をされる、いわゆるこれも引き続き入札によって電力を確保していくと、こういう点についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今年度、まだ途中ではございますけれども、今回の成果を判断の中に入れますと、やはり今までよりも金額的にも実益が出ておるとい状況には間違いがございませんので、来年度以降につきましても、引き続き対象となる施設におきましては、この新電力（PPS）を活用をしてみたいというふうに思っております。

競争によって、また業者のほうは選定をしてみたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 引き続き来年の、いわゆるPPS、これは総称で新電力ということであって、PPSイコールF-Powerということには私はならんだろうと。ですから、先ほど申し上げたように、契約は入札によって行くと。入札というのは、いかに効率よく安い経費で電力を供給する相手を見つけるかと、こういう競争の原理が働くわけですから、そうした点で、引き続きのPPSという点で、今、部長の答弁もありましたように、引き続きPPSの活用で実益を図っていきたいということですが、そうしましたとき、既にもう幸田町は、どちらかかという、PPSの導入というのは後発隊ですよ。もうほかの市町がどんどん進めていく中で、けつたたい、たたいて、ようやくやったということで、やっとります。

ということは、もう既に先発隊は2年目の契約に入っておるわけですよ。2年目の契約、これは特に東三河が多いわけなんです、東三河、西三河がその県下の中ではPPSを導入する自治体の数が多いということで、その中でも先発隊が多数を占めているということですが、そうした先発隊の2年目の契約についてはどんなふうな状況をつかんでおられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 県内の状況、特に今、東三河のほうの事例が多いということですが、実際のところ、まだそうした次年度契約の複数年なのか単年度なのか、

どうした形でやっていこうという方針まで調査をしておらないのが実情でございます。

ただ、県内の一つは、新聞でも売り手市場には間違いがないという状況があるということでございますので、これら各自治体がどのような考え方において次年度以降の扱いを考えていくかは、私どもも参考にさせていただき、考えさせていただきたいと思いません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおり、売り手市場、つまり電力会社というのは、地域独占体という形で、私流に言えば、電力会社はその地域にとってはお山の大将俺一人と、文句があるなら電気とめちゃうよと、こういう非常に高飛車でやってきた。これが電力会社の経営体質ということですが、原発の事故以来、こうした新電力にかかわる脱原発という形の中で取り組みが進められてくる。そうした中で、新規に電力発電のほうに取り組んでくる企業というのはふえてきているわけです。

そうした点から含めていくなれば、私は競争相手はふえてきたと。これは業者間ですよ。業者間での競争相手はふえてきている。ふえてきているときに、やっぱりどういう選択をして、どういう基準で相手を探すかというのは、たまたまことしの関係は、まだそこら辺が状況的には明確ではなかったとは申しませんが、探す相手というのはごく限られてきた。しかし、現在は、1年前に比べれば、その対象企業というのはふえてきているわけです。

そうした点で、新たな企業の参入も含めた、そういう動向については、あなたも言われたように、新規参入ということも含めて、どんな状況の確認なり認識を持っておられるのか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、このPPS自体の仕組みが初めはよくわからなかったわけですけども、要は、なぜそうした電力料金が安くなるかということに戻ると言うんですけども、基本料金が安くなるということでありまして。いわゆるコスト削減を図る部分の競争の世界において、企業努力によってその基本単価というのがそれぞれの業者によってまちまちであると。そうした、いわゆるどこの業者と契約をするか、自治体においても関心が高いというのは、あるところでございます。

今回、契約といいますか、応札をしていただいた会社も、東京と滋賀県というような状況でございますので、全国的なそうした大きな会社であったということでございますので、その選定におきましては、再度、そうした情報も集めて、少しでも安くなる会社があるかどうかも含めて、研究をしてまいりたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 既存の電力会社の電力料金の算定方式、御存じのとおり、総括原価方式というのをとってるんですね。総括原価方式をわかりやすく言えば、どんな経営状態になってもかならず利益はこれだけ確保しますよと、そういうものを前提にして料金を組み立てるということですから、転んでもただでは起きんと、こういう電力会社の傲慢でお山の大将俺一人という料金体系が、こういう新規参入を生み出して、また利用者の利便といいますか、利用者が既存の電力会社よりも安く料金の設定ができて供給が

できると、こういう仕組みになっているというふうに私は思っております。

そうした中で、現実には中電自身も、東京電力の管内で、自分とこはPPSをつくって東京電力へ売ろうと、こういう取り組みもあるということが新聞で報道されております。

そうしたことも含めて、現在、幸田町がPPSを導入をしている施設、それは16施設ですよ。16施設で年間の経費削減が270万円ということでもあります。

そうしたときに、じゃあこの16施設でいいのかどうなのか。さらに拡大をしていく、そういう点で検討がもうされてこなきゃならんですよ。来年の3月31日で切れてくる。切れてきたときに、既存の16施設の契約を更新する、それだけでいいかどうかという点でいくと、私はさらに内部検証を進めながら経費を削減をする、新たな財源を生み出していく、そういう視点・観点は私は必要だと思うんです。そうした点でどんな取り組みをされているのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 次年度に向けて、今年度は16施設を対象施設といたしました。

この選定に当たりましては、あらかじめPPSを導入をして、その使用電力量等からメリットがある施設ということで、16施設を選定をしてきたわけでありまして。

次年度以降、また同一施設だけでいいのかどうかという御質問でございますけれども、現実的には、今年度使用した電力の値、夏場だとか冬場だとか、そうしたデマンド値が上がることによって、対象施設に含めたほうがメリットが出る施設があるかもしれませんし、逆にそうじゃなくなってしまうぎりぎりのラインにおいて、そうした対象施設からメリットがないというような施設もあるかもしれないということで、次年度、どういう施設を対象にするかにつきましては、一定時期に区切って、そうした使用電力量等を見積もりといたしますか、算定をしていただくような形で、再度、対象施設につきましては、洗い直しをしてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、あなたの答弁でいきますと、デマンド値ということをおっしゃったよね。このデマンドというのは、どういう意味合いを指しておられるのか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 使用電力の基本料金の算定の中で、使用電力量が一番ピークになった段階のそのキロワット数に基づいて単価が決まってくるということの数値であると思います。基本金額の大もとになる数値だというふうに思っております。

そうしたことが、今年度の各施設の中でいろいろな変動等があれば、対象に今までぎりぎりならなかったものもなる施設もあるかもしれません。そうした洗い直しをしてみたいということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、基本料金で年間を通してピークに達する、それが基本的な基本料金の仕組みだと。それを下回った場合でも、基本料金という性格から言ったら、それを取っていくと。これは、幸田町の水道料金でも一緒ですよ。月20トン使っても使わなくても基本料金と、デマンドというのはそういう理解でいいかどうかという問題と、その16施設については、そういう基本料金のピーク時の単価設定に適合して、

一定の電気料金の削減ができる見込みの施設だと、こういうことになります。

そうしますと、じゃあ残った幸田町にはたくさんの施設がありますよね、公共施設。その公共施設もさまざまな電力の供給の状況というのがある。そうした中で、取捨選択をしてどうするのかと。私は基本的には、PPSをさらに拡大・充実をする。その視点・観点というのは、経費の削減、財源を生み出していくこと、こういう点であります。

したがって、今、デマンド値で基本料金がピーク時を算定の基礎とするというふうに私は理解をしました。そうしますと、じゃあ16施設以外でそういうデマンド値を活用をする施設はあるのかないのかという点で、先ほどちょっと答弁があったような気がするわけですが、そこら辺をもう少し踏み込んだ形の中で答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、23年度当時に町内にあります公共施設の中で、どういった施設がこのPPSを活用することによって利益を生み出すかどうかということの検討をし、高圧受電契約をしている施設でないということの中で、23施設を選んだ。その中で、見積もり上、16施設においてメリットがあるということを受けまして、現契約になってきたという経過がございます。

ですから、この23施設、もう一度洗い直すということをもまずは一つ考えていくべきかなというふうに思っております。それ以外の施設につきまして、具体的にどうかということは、ちょっと今のところ考えておりませんが、見積もりであれば可能でございますので、実施をしてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 高圧受電、通称はキュービクルということをやつとるわけですが、高圧受電の施設を持たない公共施設、ちょっとした規模があれば、みんな高圧受電をやつとるはずなんですよ。でなきゃ基本料金が高くてしょうがないわけなんで、そうした点で、じゃあ今あなたの言われた高圧受電、キュービクルが設置してある公共施設というのは、このPPSの対象の16施設、これはみんなそうなつとるわけです。それ以外にどの程度あるのかという点では、実態の把握はどの程度されておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、この23施設を選んだ時点で、今、16施設から抜けている施設につきましては、給食センター、あるいは中学校でいきますと、幸田中、南部中、消防庁舎、一般廃棄物処理場等が最初の拾い出しの中にはあったわけですが、現在の契約の中には入っていないという施設があるということのみ承知しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 契約そのものは16施設だよと、しかし16施設に至るまでは23施設を内部で検討してきたと、こういうことですよ、あなたの答弁でいきますと。その結果、16施設に落ちついたけれども、それ以外、トータルで23施設と言われたわけですが、23施設以外に高圧受電、先ほど申し上げたように、幸田町における公共施設ということの中におけるキュービクルの設置という状況は、この23施設だけなのかどうなのか。私はもっとあると思うんです。

そうした点から含めていくなれば、高圧受電をしているところがその対象になって、利益を、実益を生み出す可能性のある施設だということであるならば、私は結果として16になるのか、23になるのか、それはもちろんいいです。しかし、実態を見ずにして、実態を調べずにして、少なくとも高圧受電が設置してある公共施設についてはお調べになるかどうか、そこら辺について答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 最初に23施設を拾った以外にあるかどうか、実際のところ私もまだ承知をしておりませんので、そうしたことも含めまして、全公共施設の中でなり得る施設についての洗い直しにつきましても含めて考えさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ、私はそういう取り組みをして、上手の手から水が漏れるということのないように、私は結果的にはそういう制度、あるいは制度というよりも、そういう仕組みの中で、幸田町がどれだけ知恵を出しながら対象施設の絞り込みと実態をつかんで、そして経費を削減をする、財源を生み出していく、そういう私は知恵と工夫というのは、これは引き続きどんな場合でもそうです。PPSだけに限らずどんな場合でもそうですが、少なくとも今私が問題提起をしているのは、PPSの問題であります。少なくとも、そういう視点・観点で、先ほど申し上げたとおり、高圧受電が設置してある施設については、その実態について調べていただき、そしてその中で、余りあなた方が勝手にふるいにかけてとすぐ落としちゃうもんな。目が粗いもんだ。天網恢恢疎にして漏らしっ放しということなんだな。

だから、そういう点じゃなくて、やっぱりそういう問題を含めて見積もりをとると、いきなり入札じゃなくて、あなたも言われるように、入札でいけば、結果はどうであれ、にっちもさっちもいかなくなるんで、見積もりなら、ないしょ、ないしょとは言いませんが、まあ頼むわという話にもなってくる可能性の問題としてはあります。したがって、そういう施設も含めた形の中で見積もりをとって進めていく、そういう点での確認を求めたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） おっしゃっていただきましたように、節約を前提としてのことでございますので、対象施設をもう一度洗い直しをさせていただく、見積もりをとって、メリットがあるなしについても含めて考えさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ取り組みを強めていただきたいと思います。

次に、町税、個人町民税、町民の生活の基盤の土地や家屋の固定資産税、さらに国民健康保険税、その中であって、固定資産税にあつては、企業や法人の所有する土地や建物、あるいは償却資産については含んでおりません。つまり、町民一人一人に、あるいは世帯に課税をされる町税について減免規定を拡充をし、命と暮らしを守る施策の拡大・充実を問うものであります。

2012年度、平成24年度の決算に係る町税の徴収実績、これは成果の説明書で明らかにされておりますように、個人町民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税

の現年分の収入未済額は1億2,208万円余りであります。さらに、滞納繰越分を合わせれば、4億4,530万円に上るものであります。

これらの額全てが減免の対象になるというものではございません。条例や規則、その取り扱い基準などの規定によって実施がされているものというふうに私は認識をしておりますが、それぞれの減免規定について、どのような規定になっているのか、それぞれの立場からの答弁を求めるものであります。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 減免規定の内容につきましては、町民税と固定資産税それぞれにおいて規定をしており、税条例の第48条において、町民税の減免を規定しております。その1項で、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し減免をするものとして規定をしております。また、同じく町民税の関係におきましては、条例の施行規則の第2条におきまして、その他特別の事情というものにつきましても、内容を補う規定を持っております。

また、固定資産税の減免につきましては、税条例の第65条の第1項におきまして、次の各号のいずれかに該当する者ということで、各号を設けて特定をし、また施行規則の中でも同様に内部詳細を補う形での施行規則で規定をしておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国民健康保険税の減免につきましては、保険税条例の第23条の中で、失業等々の項目に応じまして減免をするということで決められており、さらに施行規則の第5条の中で、それぞれの内容、減免額等の規定が定められておることでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 税条例、あるいは国保税条例及びまた施行規則という、そういう中でそれぞれの規定がございます。

それぞれの規定の中で、例えば町税条例施行規則の第2条、町民税の減免規定であります。さらに、第3条は固定資産税の減免規定であります。また、国保税の第23条、これは国保税の減免を規定をし、その3号は、町条例の規定により減免を受ける者という形で、基本的に国保税の関係も町民税の減免の規定によってそれは準用されてきますよと、こういう内容であります。

そういう点でいけば、足並みをそろえるという点では、ここの文章の限りですよ、実際の内容はまた後ほど申し上げますが、内容でいけば、そうだろうなど。ここの中で共通するのは、公私の扶助を受ける者をその対象とすると、全部書いてあるわけです。じゃあ、それぞれお聞きするけれども、公私の扶助の内容とは具体的にどういうものを指すのか、そしてその内容が施行規則の中にきちっと位置づけられているのか。さらに、取り扱いの減免の基準、あるいは事務取扱基準、こういうものがございます。その事務取扱基準の中で公私の扶助についての具体的な内容が書いてあると言えば書いてあるんですけども、漏れておる面もあります。そうした点で、まず公私の扶助とは具体的に何を指している内容なのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 公私の扶助につきましては、私どもの税条例のみならず、地方税法にも書いてございますというか、地方税法に基づいて税条例も組み立てがされております。

地方税法の市町村民税の減免、それから固定資産税の減免という条におきましても、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者というくだりがございます。この中で、公私の扶助、公と私の公私の扶助ということでございます。

公の扶助と申しますと、しっかりとした規定がないわけでありませけれども、生活保護法の規定による扶助を初め、その他の法令に基づく公的な扶助であるだろうと。だろうということじゃないですけれども、私どもの税関係の冊子から引用すると、そういうことでございます。

また、一方、私の扶助ということになりますと、これらに準じます扶助が何があるかということでございますが、社会福祉法人等において行われる扶助、それから親戚等の者の行う扶助がこれらに該当するのではないかというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 公私の扶助という点でいけば、私は私のほうは結構です。私は、そこら辺をちょっと整理しなかつたんでいかんですが、いわゆる公の扶助とは具体的な内容は何なのかと。だろうということで、あなたは言われた。まさに、だろう行政がやられておるわけだ。ということは、なぜそうなのかという点でいきますと、比較的整っているかなというのが、幸田町の減免事務取扱基準、24年の4月1日に制定をされた内容であります。

その中で、生活保護受給者の減免というくだりがございます。そういう中で、ここへ行く前にもう少し踏み込んで、公の扶助とは、今あなたの言われた生保が入っているということですが、生保の内容はもう少し後で触れますけれども、生保以外に何なのかと。これは、国会の中で、随分古いですが、当時の自治省の石原税務局長、この方が答弁をされて、それ以降、国会における公私の扶助の具体的な内容について政府側から答弁がされる、解釈がされるという事例はないというふうに私は伺っております。

したがって、1980年、随分古いですよ、1980年の3月21日に衆議院の地方行政委員会で、当時の自治省の石原税務局長が公私の扶助の公の部分の具体的な内容は何なのかという答弁がございまして。まず、その辺をお聞きしたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 当時の大臣発言につきましては、インターネットでは見た覚えがありますけれども、その中身までちょっと記憶にはないですけれども、いわゆる生保のほかに各種手当関係のことも触れておったのではないかなということを思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 生保はそうだ。各種の手当といったときに、やぶの中へ引っ張り込んでいかんわけだ。

じゃあ、各種の手当というものは、さまざまな手当があるわけだ。さまざまな手当があったときに、あれは、これはというのはなかなか難しいにしても、少なくとも公私の扶助の公の部分における手当というものは、一定特定をされてこなければ、多分、

来年だったか、児童手当が1世帯1万円というのが、それも手当の中へ入ってくるわけだ。だから、そこら辺の整理統合なり、整理して、一定の基準的な考え方を設けないと、だろうなど、いいじゃないか、あんたは手当をもらっとるじゃないか、あんたのこの手当はその対象じゃねえわ、公の扶助の対象じゃねえわと言ったら、減免の規定が生かされないという点がございます。そうした点では、どういうふうにお考えなのかという点が一つでございますが、それ以上やっておってもあれだから、一つは、先ほど申し上げた事務取扱基準、この中で生活保護受給者の減免、こういう規定がございます。その中で、生活保護の受給者であって、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助のうち、いずれかに該当する者がその対象ですよとっておる。そうしますと、生活保護というのは、この四つだけが扶助の対象なのかどうなのか、まず答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 取り扱い基準の中では、生活保護の中の生活、住宅、教育、医療ということのみ表記をしておるわけですけれども、生活保護法の第11条におきましては、8種類の扶助があるということとございますので、これらにつきましては、もちろん8つの種類があるということに間違いございませんので、こうした部分につきましては改めさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおり、生活保護法の第11条で8項目の扶助の内容が載っております。その内容について、私はきちっとこの取り扱い基準の関係でいけば、あと残った4つの扶助については、その対象外というのはやっぱりそれはまずいので、今あなたの言われたように見直しをされるということですが、そういうことと合わせて、それ以外の幸田町における減免規定というのはたくさんございます。そういう点でいきますと、個々にやっていると時間がないんでいかんですが、要は公私の扶助とは何ぞやと。こういう中で、今先ほど申し上げた、あなたも言われたように、生活保護、その生活保護は8種類の扶助規定がございますよということ。それから、もう一つは、ここは先ほど申し上げた国会の中で明らかにされているのは、就学援助、保育所入所世帯、老人医療や児童手当、福祉年金などの受給世帯が公の扶助に当たりますよと、こういう当時の税務局長の国会答弁であります。この答弁の内容については、先ほど申し上げたように、以降、修正も追加も何もされておらん。これが現実に政府の基本的な考え方として今日まで踏襲をされている。

もちろん、これから世界の状況が変わってきたので、今申し上げた手当的なものは、必ずしも公私の扶助に当たる扶助かどうかという点では、それは疑問が残ります。しかし、考え方をきちっとしないと、あのぐらい、このぐらいということの尺度の中でおやりになるんじゃないかと、要は、先ほど申し上げたように、一つは、公私の扶助の概念、それがきちっとしている。そうしたときに、幸田町における各種の減免規定、あるいは取り扱い基準についてはばらつきがあるという点でいけば、私はきちっと見直しをするということと同時に、その見直し基準の最低の基準というのは、公私の扶助を受ける者を基準とすると明確にしながら、じゃあそれを具体的な問題としてどうするのかという点でいけば、もう少し私は踏み込んだ規定が必要であろうというふうに思います。

そうした点で、一つは、条例上の問題が若干あります。条例を全部直せというのかもしれませんが、しかし、施行規則やら取り扱い基準、これはやっぱりきちっと直していかないと、その場その場で人の顔を見て行政を進めるといふ、これではやっぱり問題が出てくるんで、そうした点で整理をされるおつもりがあるかどうかという点について答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 私どもの、例えば税条例の施行規則の中にも、固定資産の減免につきましては、国・県または町が給付する各種福祉手当、各種年金の支給というようなことで特定をして表現をしていない部分、実際は、そうした各法、それから一つ一つ捉えてみますと、どこまでが対象になるのかどうかということをやはりもう少しわかりやすくという意味も含めまして、改めていく必要があるというふうに考えますし、これも今、各種の例規を見ることができますので、先進の市の例規を見ますと、やはり議員おっしゃったように、詳細まである程度すみ分けをしたような格好で規則整備もされている自治体もございますので、そうした事例を参考にし、私どもの規則と要綱とあるわけですが、規則レベルの中身だと思っておりますけれども、それらも含めて一度検討をさせていただきますと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ、要は規定の内容がばらつきがあるということは事実。そうした中で、条例上に問題があることも事実。しかし、実際の条例がそうなっておっても、取り扱い基準やら、あるいは施行規則がそこで若干フォローしている面がある。ですから、条例まで直せというのは、あなた方もいろんなメンツもあるだろうと、条例を直そうと思ったら議会の議決も要するという点でいけば、内部的に事務的に整理ができる規則やら施行基準というものの中の対応で私はきちっと対処していただくことが一応大事ななというふうに思います。

そうした中で、先ほど申し上げた町税プラス国民健康保険税、合わせて現年分の未済額が1億2,000万円余りと。それが全て減免の対象になる滞納者かどうかという点でいけば、私はそうじゃないと思うんです。そうじゃないけれども、ややもすると、特に固定資産税の関係でいけば、固定資産税を滞納している者については、あなた方の認識の中に担税力があると、固定資産を持っている人間は税を担うだけの力がある、つまり、担税力があるんじゃないかと、こういう発想で事に当たられる。

担税力とは何だと言ったら、申し上げたとおり、税を担う。じゃあ、税を賄うのは何かと。固定資産じゃないんだ、現金ですよ。現金がなければ、税は払えない。物納もないとは言いませんけれどもね。という点からいくと、自分の家・屋敷を持って、固定資産税や町税を滞納しとるのはとんでもない話だと、担税力があるじゃないかと、こういう論法が、以前、幸田町の議会でもございました。自分の住んでいる家・屋敷を幸田町が召し上げて、住んでいる人は借家住まいして、税の滞納を完結せよと。その背景には、担税力と、税を担って余りある力がある。その力とは、固定資産を持つことなりという形の中で対応しとったら、問題の解決に何もならへんわけだ。

そうした点から含めていくなれば、現に滞納をしている人たちの状況をどれだけきち

つとつかむのかということと、もう一つは、この減免規定、公私の扶助の関係も含めた減免規定の多くの内容は、申請主義です。困つとる人間が手を挙げて、我何とかしてくれと言わない限り、あなた方は知らんぷりという点でいきますと、滞納者の状況をどう一つ一つ正確に把握しながら税の完納、あるいは減免制度の活用という点を捉えていくかということをやっつけていかないと、幸田町にも差し押さえまずありきと、愛知県でいけば税の滞納整理機構なんていう、枕や鍋やかばんや布団までむしっていくという、そういう税の滞納整理機構がございます。幸田町はそれに入っておりませんが、幸田町の中にも税の差し押さえと申しますか、税を滞納しとることをすべからず悪という形で滞納整理をする組織、あるいは職員もおります。

そういうことの中で、そういう対処の仕方というのではなくて、まず一つは、申請主義と、そういう中で、手を挙げにくいという点でいけば、滞納者の個々の実態をきちっとつかんでいただくこと、そしてその状況に合わせた形の中で減免制度、公私の扶助を最低の基準にした対処の仕方をしていかないと、どんどんどんどん滞納額は膨れていく。滞納額がふえれば、まちの財政も大変ですけれども、滞納する者が悪いということだけで一面的な判断がされてくる可能性があります。そうした点で、一つは、申請主義をフォローする、バックアップするような体制についてどういうふうにお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、そうした減免制度があるという認識をまずは高める必要があるということでありまして、まず広報部門においての周知だと思います。

それから、具体的にそうした税が納められない状況にある方との面会というのは、税務相談であるかなというふうに思います。そうした場面におきましての状況を聞き取る中で、減免の適用ができるかどうかというところを聴取しながら判断をさせていただくのが、今、最も近い方法であるというふうに思っておりますけれども、こちらから申請主義をという以外のものかどうかというものにつきましては、今のところ考えの及ばないところであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたとおり、結局申請主義が前提ですと、申請主義で、申請をしない人間は生活が苦しくないだろうと、減免規定を活用する意思もないだろうというあなた方の勝手な判断だと、私に言わせればね。という点でいけば、せっかくの制度をどううまく生かすか殺すかというのは、あなた方自身、いわゆる制度を生かすも殺すも政治次第という点からいけば、私は税務相談というのは役所に足を運んでもらわなきゃいかん。だから、役所に足を運ばない人に対しても、その人個々に見れば状況がわかるわけなんで、そうした点では、あなた方が足を運んでいくという形の中で、減免規定を生かすも殺すも政治次第であれば、あなた方の取り組みが問われていまずよということを申し上げて、時間がありませんので、最後の答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 減免制度の、いわゆる例規も含めまして改めましたものをわかりやすくまた周知をさせていただく中で、そうした今まで該当しなかったのではなくて、

自分も該当するのかなというようにこの認識も改めていきたいものですし、やはりこちらから出向いていくということが出来るかどうかということはちょっと難しい部分があるかと思いますが、何分、そうした町民の方々に少しでも温かい目を差し伸べていくという気持ちの上で考えてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告してあります3点について質問をしてみたいです。

まず第1点目に、教育行政についてであります。

内田前教育長の任期満了によりまして、現職校長から教育長としては2カ月となりました。この間、教育委員として子どもと向き合い、時間を大切にしたいという考えを議場で述べられたわけがございます。しかしながら、改めて教育長として幸田町の教育行政についてどのように進めていかれるのか、考えを伺うものであります。

各市議会、あるいは町議会等におきましては、3月などにおきまして市長の施政方針と同じように教育長の教育方針について述べられているところもございますけれども、残念ながら幸田町におきましては、そのような機会がございません。改めまして、教育長がこれまで経験された学校現場、行政などを通して、教育行政全般にわたって問うものであります。

子どもたちが社会の一員として生きていく人間形成のための教育行政についてどのようにこれから進めておられるのか伺うのが、まず1点目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） そのように話をしまして、学校に出向いていきたいと思っておりますが、なかなかたくさん回数はこなしておりません。一般論になりますが、近年、目まぐるしく変化する社会にあつて、子どもたちには、将来自立し、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。そこで、私は、目の前の幸田町の子どもたちが成長し続ける基礎となる力を養うとともに、社会に役立つ形成者としての資質の育成を図ってまいりたいと考えております。

そこで、学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた子どもたちを育む教育の展開を強く推し進めていきたいと考えています。特に、命を大切にする心、他人を思いやる心や美しいものや自然に感動する感性など、豊かな人間性の育成に力を注いでいきたいと思っております。

一方、あらゆる世代の人々が生涯にわたり健康で心豊かな生活をするため、生涯学習への要望はますます高まっております。そこで、誰もが豊かな暮らしを求め、夢と活気

にあふれる地域社会を築く原動力となるような学びの場を提供することも重要であります。そのために、文化やスポーツに親しめる環境づくりなど、生涯学習の推進に努めてまいりたいと思っています。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一般的な教育行政の推進をというような私は受けとめ方をいたしました。しかしながら、いろいろ教育長が変わられるわけでございますけれども、2期8年間、内田教育長が進めてこられた教育行政、そして小野教育長がこれからの4年間、どういう教育行政を進めていかれるのか、その点について、やはり教育長としての考え方を、どう思っておられるのか、心の底からの声をお聞きしたいというのが本心であります。

そこで、今、教育委員会のあり方等についても国のほうでいろいろ首長の権限強化というようなことも出されている中で、このようなことをどう受けとめられるか、その点についても伺いたいというふうに思うわけですが、そのところについてはいかがでしょうか。

さらには、これから4年間のある中で、今の1年間で今後どのようにしていくのか、その考えについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 私の本心をということで、まだ二月で、今から言うことが確実にできるという自信がなくてお話を申し上げますが、36年と数カ月、教員をやっていきまして、やっぱり弱者に目を向けたいと思っています。弱者というのは、私たちの世界では教育弱者ということになると思いますが、教育弱者に目を向けて、弱者も目が輝くような、そういう学校経営をしていきたいと。そうすれば、弱者でないそのほかの子どもも当然目が輝き、生き生きとした学校生活が送れるようになるだろうというふうに考えております。

それから、国の施策については、まだその様子を見ていきたいと。私がここで述べることではないと思いますが、大事なことです。自分の考えも含めながら、町長とも相談し、幸田町の方向を決めていけたらと思っています。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ありがとうございます。

ぜひ、こうした弱い立場にある人たち、とりわけ障害を持つ子どもたちが健常者の子どもたちと一緒に同じクラスの中で育っていける、そういうような人に優しい子どもたちに育つ、そういう教育を進めていっていただきたいというふうに切に思うわけでありませう。

次に、教職員の方の働き方の問題についてお尋ねしたいというふうに思います。

先生たちは、とにかく忙しいというのが一般的であります。この忙しいという、この根本的なものが給特法にあるのではないかという声が出てきているわけでありまして、そうしたことで、先生たちにゆとりがないということが聞かれてまいります。

そこで、全教のアンケート調査の中でありませうけれども、多くの教員の皆さんが仕事に対してやりがいを感じてはいるわけでありませうが、授業の目標を立て、子どもたちに

とってよりよい授業を熱心に取り組む、こういうことではありますが、しかしながら行う仕事の量が多過ぎる、授業準備の時間が足りない、こういうことが教職員の働き方調査の中から明らかになってきております。

その中で、先生たちからは、減らしてほしい仕事の第1位として、資料や統計作成、報告書の提出などでしたが、幸田町におきましてはどうなっているのか、教職員の体制や事務量などについて現状の状況を伺うのが次の問題点でございます。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） おっしゃるとおりで、幸田町も、今、丸山議員のおっしゃった状況と変わらないと私は把握しておりますが、同じように先生方が目の前の子どもと向き合えるように、いろんな授業の準備とか時間を確保することを最優先にして考えています。

そのために幸田町としてどんなことをしているかということですが、事務的なことで言えば、幸田町の今年度、教育支援システムというのを導入しまして、先生方の事務が楽になるようにやっているところであります。

例えば、これは名簿とか諸帳簿、成績管理、こういうのを一元化して、何度もやっていた二度手間、三度手間のところを一度でやれるように、このシステムを入れています。まだ、入れて、稼働して月日がたっていませんので、結果が出ていないところですが、そういう手を打っております。

それから、県から参りますいろんな調査もの、そういうものうちの部長、課長、指導主事が判断して、なるべく精選をして学校には出しています。それから、調査も、ここで答えができるものは、幸田町の教育委員会で答えるようにして、先生方の事務量を減らす努力をしています。

しかし、まだまだ自分も9月まで学校現場にいましたので、これが十分だとは思っていません。ただ、こちらの行政に来てみてわかることですが、どんどん減らすことが簡単にはできないなと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先生たちの、いわゆる一般的な労働者は8時間の就業時間というふうになっているわけですが、世界各国の中では、日本の働き方が非常に長時間労働になっているということで、年間1,800時間にとというような、こういう方向の中で、週休2日制なども導入をされてまいりましたし、学校の5日制等も導入をされてきたわけであります。

しかしながら、学校5日制が導入されたにもかかわらず、今度は子どもたちのゆとり教育等によりまして学力がついていかないと、こういうことも弊害として出てきている。そういう中でも、先生たちはクラブ活動や居残り等によって非常に時間外が多くなってきているわけであります。

そこでお聞きするわけでございますけれども、現在、幸田町の先生たちにおきまして、平均的にどれぐらいの残業時間と申しますか、先生たちには残業という言葉はないわけでありましてけれども、仕事量が一般的な働き方に比較をしてどれぐらい多く働いておられるのか、その点について把握しておられたらお尋ねしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 町内の教職員の心身についてはとても心配なことで、健康な状態で子どもの前に立ってほしい、それが当然のことですし、それを願っております。

平成22年の9月から、先生方の健康管理のために在校時間の調査をしております。それで、月80時間以上、100時間以上、200時間以上と大ざっぱな調査をして、把握はしています。それで、校長がそれを見て、極端に多い先生には面談をして、医者へ行くように勧めたり、そういうことをしておりますが、今、丸山議員のおっしゃったように、簡単には、調査をしたから減っていくものではありません。これは、引き続き校長が自分の学校の職員の様子を見ながら声をかけて、病気になる前に治療に行く、あるいはストレスをためないようにしていく、そういう手をとっていくことが大事だと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 簡単に減らないとおっしゃいましたけれども、どういうことで簡単に減らないのかということであります。

先ほどは、教育支援システムを導入をしたということで、これはまだ月日がたっていないので、まだ成果が出ていないかというふうに思いますけれども、それ以外に簡単に減らない理由というのを挙げていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） それはなかなか返事が難しいわけですが、職員、公務員は、みんな今7時間45分の勤務ですが、授業時間を除くと、それほどあと時間はないわけです。それは、いろんな文書の処理もありますし、例えば子どもたちが書いてくる日記を読んだり、それから家庭に持って帰る通信を書いたり、そういうものがあるわけで、単純に時間だけ減らすなら、それを取ってしまえばいいわけですが、自分も長年教員をやってきましたが、やっぱり自分の学級をうまくやっっていこう、子どもたちを育てようと思うと、その仕事はなしにはできないなど。やっぱり、自分がこういうクラスをつくりたいと思ったときに、どうしてもしたい仕事、しなくてはいけないだろうと思う仕事を取ってしまえば早く帰れるんですが、そうしたときに子どもが本当に成長していけるかといったら、やっぱり教員としてそれはできないという教員が多いだろうと思うんです。だから、これを単純に早く帰すだけのことが、教員のサイドではいいと思うんですが、その教えていただいている子どもたち、それから保護者の幸せにつながるかといったときに、やっぱり僕は難しいかなと。どこかで手を打っていく必要があるというのは、議員のおっしゃるとおりですが、簡単にこれを減らすというものが見つけられない状態かと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人それぞれ先生たちによっては、能力・実力、あるいは子どもたち、いろんなクラスを抱えている状況によって、時間の配分が非常に難しい。そういう中で、全教の働き方の調査の中でも、資料づくりや報告書づくり等に追われていて、なかなか授業準備ができない。ですから、やはり授業準備をどうやって保障するか、その辺が一つの鍵になるかというふうにも思います。また、早く帰れば、それが自宅への持

ち帰り作業となるわけでございます。そのようなことにならないように、やはりこれからそういう先生たちの学びの場を保障する、そういうのもぜひとも進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、こうした状況について、県の教育委員会というのは把握をしているのか。また、その先生たちが時間がないという状況の中で、やはり国におきましては、教職員の定数改善、これが凍結をして見送られたままになってきているわけでありますので、やはり人の配置、教員の配置というのが重大になってくるかというふうに思いますが、県についてはそのようなことがどのようにになっているのか伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 県がこの調査をしっかりと何か発表したというものは私は承知していないわけですが、県のほうから、小学校の1年生・2年生、中学校1年生の35人学級は愛知県は進めて、教員の定数の標準の法律に基づいて加配はされてきております。いわゆる、今は加配ではありませんが、以前から比べれば先生の数はふやされているということをおもっております。

それから、幸田町におきましても、少人数の加配やら、通級の加配、介助員というふうに、先生方がなるべく楽になるように手は打っておりますし、今年度も予算要望をお願いをしているところです。

今議員がおっしゃったように、結局は人をふやすことが簡単にいけば、例えば五つある仕事を2人でやれば単純に減っていくわけですが、これはやっぱり予算がとても大きな負担がかかることですので、愛知県もそこにはなかなか手がつけていけないと思っておりますが、要望はしていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、11月20日に起きました深溝小学校教員の窃盗逮捕という不祥事件につきまして、お尋ねするものであります。

これは、急遽、緊急事態ということで質問を加えたわけでありますけれども、この記者会見の中で私も傍聴をしておりました。そこで、教育長は、こうした不祥事を起こさないという強い信念を持って地道な取り組みを継続をし、今まで以上に教育のモラル向上を図り、全町の教職員が一丸となって信頼回復に努めると表明をされました。

今回の不祥事件は、不満や働き方など、メンタル面でのあらわれから引き起こしたもののなかのようなのか、あるいは教員の資質はどうなのか、その点についてもやはり保護者の不満といいますか、不信感というものにもつながってまいります。そうした点で、この事件について、これは警察が関与していることでもありますので、逮捕者にあってはかかわることができないわけでありますけれども、しかしながら幸田町の教員全員に関係することでもあります。そうした教員の負担を少しでも減らし、メンタル面での保障もしていく、このような取り組み方等をより強化をされていかれるおつもりがあるかどうか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今回の教員の不祥事、現役の教員が逮捕されるという大変ショッキングな事件が起きてしまったこと、それは本当に申しわけないと思っております。

これは、この事件が起きる後からではなく、昨年も、その前も、校長会議等、いろいろな場面で、前教育長、あるいは部長、課長、指導主事、不祥事について説明があり、各校長は各校に戻って、必ずその説明をしまっていました。ですが、私が今、この立場から言えることは、それが十分、全員の先生方に伝わっていなかったかなという反省をすべきだと思っています。ですから、今までと同じことを繰り返すのではなく、再度、この事件を踏まえて、校長会、教頭会、そういうところで先生方に伝えていく必要があると思います。

ただ、今、議員おっしゃったように、まだ警察からいろんなことが知らされておられません。メンタル面とか、そういう不満があったとか、そういうことも全然承知していませんので、そういうことがわかりましたら、それについてまた具体策を立てていく必要があると、当然、そう思っています。

それから、メンタル面につきましては、深溝小にスクールカウンセラーを配置してあるわけですが、もちろん児童と保護者を中心に今やっていますが、きのうも議論になりましたが、先生方へのカウンセリングも必要だと思っていますので、必要があれば深溝小の先生方のカウンセリングもしていく必要があると思っています。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の社会の中において、ストレスがやはり一番人間の体にもいろんな偏重を来してまいりますし、またちょっとよからぬことを考えたりとか、いろんな面でのこのストレス社会の中でそれをどう解消、発散をしていくか、こういうことも大事であります。

そういう点におきまして、この事件が起きてから、何か聞くところによりますと、先生たちへの、例えばそういう一つは、ストレス発散をするという一つの方法としても、例えば忘年会があったり、クリスマス会があったり、一般社会において、いろんなそういう横のつながり等でちょっとやはりいろんな悩みを解消していく、こういうこともあるわけでありまして、やはり先生たちでもそのようなことは必要かというふうに思いますが、そのようなことも禁じられたということは何ったわけでありませうけれども、それは本当でしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 本当ではありません。

校長会で話をしたときに、そういうことは頭によぎって、深溝小のことは考えましたが、それは私が言う立場ではないと思って話はしておりませんが、校長同士、先ほど丸山議員が本当にいいことを言っていたんですが、これは深溝小だけじゃなくて、幸田町の教員の問題だと受けとめて私もいますし、校長会議でも多くの校長がそういう声を発してくれました。深溝小は何をやっておるだと、そういう先生は一人もいませんでした。逆に言えば、これを全員が受けとめるということで、校長会議の後、校長会長が私のところへ来まして、できるものは自粛したいと、教育長、どうだと言ってきたので、それは全員で受けとめることの具体的な反応はこれだったかということで、返事は、特にやりましょうとか、やめなさいとかということじゃなく、ただ予定しているものをなくしてしまうのも問題だからと言ったら、全部やめるわけではない。校長が各校の職

員と話をして、この近くで幸田町の教員がどんちゃん騒ぎをしておったとか、そういうわさが広がるようなことはやめるべきだと校長たちが判断し、それを私がとめなかったということであれば、指示はしていませんが、とめはしませんでした。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） やはり、先生たちも一つの学期の区切りとか、いろいろ行事もあるかというふうに思います。それを教育長権限で上から下へ全てやめよと、こういうことのない、やはり一人一人の教員の人たちが自由に、それでもなおかつ学校別に一丸となってやる、こういうことについては、やはり自由な校風というものをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、次に全国学力テストの学校別公表について伺いたいというふうに思います。

私は、この全国学力テストにつきましては、参加すべきでないという立場をとり、それで質問もしてまいりましたし、また教育長にも申し入れをしてまいりましたが、しかしながらこの全国学力テストにつきましては、紆余曲折をしながら、今回、全ての学校が参加をし、そしてそれは公表していく、こういうような方向になってまいりました。そこで、この学力テストにつきましては、教育委員会の判断で公表は任せるといようなことが出てきておりますけれども、この点について教育長はどのように進めていくおつもりなのか、伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） おっしゃるとおり、文部科学省の反応が変わってまいりました。そのことは承知しておりますが、平成25年度は25年度の要領によってまいりますので、今年度は各校の点数、これを公表することはしません。それに定例教育委員会において公表しないということ協議し、決定しましたので、それに従って進めてまいります。

26年度については、愛知県の大村知事のコメントも新聞に載ってまいりましたし、幸田町は幸田町で決めるわけですが、私はもう少し様子を見ていきたいと。ただ、公表することになると、いろんな問題・課題がありますので、あれは公表するではなくて、公表できると文部科学省は言っておりますので、公表できるということは、しなくてもいいと、する判断ができるということですので、今、私は文部科学省が方向を変えたから公表していこうとは思っていません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした学力テストの公表というものは、学校間を競わせ、序列化につながるものでありますし、何よりも子どもたちの豊かな学力の保障にはつながらないというふうに思います。こうした本来ならば学力テストに参加することも本来ならすべきではないというふうに思うわけではありますが、しかしながら決まった以上は、そのようになっていくわけであります。しかしその公表については、やはり子どもたちを競争社会の中に放り込む、こういうことはぜひとも避けていただきたいと思います。

次に、子どもたちに豊かな学力の保障についてであります。

このことにつきましては、先ほど教育長が弱い立場の子どもたちに向き合って保障をしていくということでもあります。やはり、このことが基本になるかというふうに思いま

すので、また少人数学級の推進等につきましても、やはり一人一人の子どもたちに向き合う教職員の対応というものに力を入れていっていただきたいというふうに思いますので、この点についてはぜひとも推進していっていただきたいと思います。

それから、生涯学習についての考え方も伺いました。じゃあ、これを実際どのように具体的に進めていくのか、学びの場を保障していく、これは学校教育課と生涯学習、学校教育合わせて進めていかれるわけでございますけれども、教育長としてはどのように、今までのものを踏襲をし、さらに発展をさせていく考え方なのか、どのようなのか、伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） わずか2カ月でしたので、十分なことが理解できていません。

学校教育に関しては、36年、そこに身を置いてきたので、十分、私なりの理解ができていますが、生涯学習が、今、学びの最中でございます。でも、この間に幾つかの場面に参加させてもらうことができました。一番私が喜びうれしかったのは、シルバースクールの卒業式でした。3月の卒業式ができなくなったと思ったら、おまけの卒業式をいただきまして、その卒業式で話ことができました。受講生の皆さんの目が本当に輝いていて、成就感のある、よい雰囲気での卒業式でした。6回の講座が全て充実していたなということを感じました。生涯学習の仕事は、とても夢があって、やりがいのある仕事だなということを実感しました。ああいう先輩方の輝く顔をこれからもたくさん見られるように、まだ十分なことが理解できていないわけですが、たくさんの施策があることは承知していますので、それぞれが、町民の皆さんが生涯にわたって学び続けられるようにお手伝いをしていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ゼロ歳から高齢者まで全ての方たちが、やはり幸田町で学び、生活をしていく、そういう環境づくりにぜひとも進めていっていただきたいと思います。次に移ります。

非核平和行政の推進についてであります。

2010年の核不拡散条約（NPT）の再検討会議では、核兵器の使用による破局的な人道上の結果に対する深い懸念が表明されて、2015年に向けて、世界中でさまざまな努力がされてきました。ところが、日本政府は、ことし4月、ジュネーブで開催されたNPT再検討会議準備委員会に提出された核兵器の非人道性を訴える共同声明に対して、賛同署名を拒否をいたしました。

これは、昨年、国連総会での同じ趣旨の決議に対する賛同に続き、二度にわたっての拒否であります。この二度にわたって拒否したことは、世界の国々にも衝撃を与えたことであります。

非人道的兵器、核兵器の全面禁止条約の交渉開始を求める国際世論を日本でも草の根の力で一層強めようと、今、国連総会に提出する署名に取り組んでいるところであります。そうした立場から質問をするものであります。

また、県内では、平和首長会議への加盟、ことし2月に長久手市、9月に名古屋市が加盟するなど、愛知県内では7割の38自治体となってまいりました。平和首長会議は、

2020年までに核兵器の廃絶を目指して、広島市長が中心となって市民署名に取り組んでいるところであります。町長も、昨年、平和首長会議に加盟をされました。その後の具体的な活動について伺うのが、まず第1点目であります。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 済みません、先ほどの学校教育、それから生涯学習に関する丸山議員の思いがよくわかりました。これから、そういう方向で努めてまいりたいと思います。また、いろいろお気づきのことがありましたら、ぜひお伝えください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、議員が言われましたように、昨年11月1日に平和首長会議に加盟をしております。平和首長会議は、4年に1回、総会を開催をしております。ことしは8月3日から6日まで広島市で開催をされました。加盟しました平和首長会議が実施をしました総会の開催、抗議文、声明文等も活動の一部ではないかというふうに考えております。

また、本年10月には、町長が広島の平和記念資料館及び原爆ドームを視察をしております。また、平成23年11月には、長崎の原爆資料館も視察をしております。平和行政に対する理解をより一層深めてまいっております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、国際署名、核兵器全面禁止のアピール、これへの賛同署名について町長に伺いたいと思いますけれども、署名についてどうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今のところ、署名についてはいたす考えはございませんけれども、よく今後検討させていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、全国で国際署名であります、核兵器全面禁止のアピール、この賛同署名を各自治体の首長や、いろんな方々にお願いをしているところでございます。やはり、この立場も明確にしながら、一つの活動としてぜひとも署名を検討していただきたいというふうに思います。

核兵器廃絶は、政治問題ではなく、人道問題であります。思想や信条の違いを超えてやるべき運動であります。非核平和行政の具体化として、幸田町でも学校における平和教育、被爆体験を聞く会、原爆パネル展など、ぜひとも取り組んでいただけるようお願いするものであります。

日本は唯一の被爆国として、核兵器の恐ろしさ、悲惨さ、現状を風化させることなく語り継いでいく必要があるのではないのでしょうか。こうした取り組みが、草の根の運動として各自治体でも一つ一つ取り組んでいく、町としてこの平和行政の取り組みについて伺うのが、次の質問であります。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 平和行政の取り組みということでもありますけれども、本年度、パネルを購入をしまして、庁舎1階ロビーにおいて、1月ごろをめどに原爆のパネル展

を実施をしていきたいと考えております。平和のとうとさをアピールしていきたいというふうにも考えております。過去においては、平成18年に図書館で被爆者の作品展を実施しております。平和行政については、大事なことだと考えております。平和行政の取り組みの一つとして、今回、平和首長会議にも加盟をさせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 役場のほうでは、町としてパネルを購入をして、役場ロビーで原爆パネル展を開催をされると。これが一つのきっかけとなって、やはり行政として町民に啓蒙していく、こういう地道な活動の取り組みの第一歩となるわけであります。

また、毎年、戦没者追悼式が町民会館で行われるわけであります。これは、やはり思想・信条を超えて一堂が、さきの戦争で亡くなった方たちの慰霊をする、こういう式典でありますし、町長もその中で平和の言葉を述べられておられます。やはり、これも私は一つの取り組みであるというふうに思います。しかしながら、これをより全ての町民の皆さん方へのアピールとして取り組んでいく必要があると思います。

そのためにも、例えば学校教育の中でも取り組んでいく。教育の中では、教育委員会が取り組むこともございますけれども、行政として一緒になって取り組んでいく、そういう教育委員会のお手伝いと言ったらおかしいわけでありましてけれども、いろんな資料等も提供をしていく、こういう援助などの活動についてはどうしていかれるか、お尋ねしたいと思います。

また、一つの事例として、平和行政の推進の中で、半田市、稲沢市、岩倉市、愛西市、北名古屋市、大口町、蟹江町、ここでは、中学生を対象に毎年8月に広島の前爆の慰霊式、平和記念式典への派遣事業を実施をすると、こういうこともやっております。

このように、派遣までとはいかなくても、やはり毎年、毎年、このように取り組んでいくことで、次の世代へ語り継ぎ伝えていく運動になっていくわけでありまして、大人になったときに、やはり戦争は絶対いけないんだと、こういうことを体の内に取り組んでいく、こういう取り組みをぜひとも推進をしていっていただきたいというふうに思うわけでありましてけれども、こういう取り組みはどうかということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、学校教育との関係でございますけれども、これについては、今後、学校教育委員会とも調整をしながら進めていきたいというふうには考えております。

先ほど言われました半田市、稲沢市、大口町等で派遣をとということを言われておりますけれども、そのほかにも被爆体験の証言なり、被爆樹木の種の育成とか、いろいろ平和行政に対しての考え方はあるかと思っておりますけれども、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひ、子どもたちへの平和行政を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、非核自治体宣言についてであります。やはり、最後の集大成といたしましては、非核平和自治体宣言、これを幸田町としてもぜひ取り組んでいただきたいというのが、

今度の一般質問の趣旨であります。

県内では、6割の32の自治体が平和都市宣言を行っております。非核自治体の実現は、被爆者の切なる願いでもあります。ぜひとも、非核平和都市宣言をしてくださいますというのが最後に町長にお尋ねすることでもありますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 非核平和宣言につきましては、私のほうでは64.8%と申しますか、54市町村のうち35が現に加入されたということで承知しているところでございます。平和首長会議につきましては、さきに加入させていただきまして、広島とのかかわりも出てきたということでございます。この件につきましても、約7割が県内でもう賛成してきているというような状況もございますので、このところちょっと考えまして、進めていきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人類が発展をしていくためには、やはり核兵器廃絶が一番の願いであります。そうした点におきまして、ぜひとも幸田町としても平和行政推進をさせていただきたいと思っております。

次に、3点目の放課後児童クラブの一本化について質問をいたします。

放課後、保護者が家にはいない、働いている家庭の子どもを預かるのが放課後児童クラブであります。これを所管する厚生労働省と放課後子ども教室を所管する文科省、利用者は窓口が違うということで、今回、来年4月から窓口一本化ということで、幸田町としては、働く保護者を支援をする。そのために、児童クラブとして充実をさせていく、これを表明をされたところでございます。これは、一つは、私はさらに拡大の方向で前進をされたというふうに思うわけであります。

しかしながら、今まで放課後子ども教室に通っていた子どもたち、高学年、いわゆる放課後児童クラブは小学校3年生までですので、それ以上の4年生から6年生までの子どもたちが閉め出される可能性があるわけでありまして。そういう中で、何とか入れないかと、こういう相談も数人の方から私も相談がございました。また、役場の窓口にも、お母さんたちが何とか入れていただきたいと、こういう直接町に要望もされているところであります。

そこで、現在の児童クラブの申し込み状況について伺いたいと思っております。これが、学校別定員と、それから通年、長期、この人数をお答えいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今、議員の言われたとおり、一本化、これは8月の文教福祉委員協議会で報告をさせていただきました。

今回、子ども教室、児童クラブを一本化するということで、子どもたちの豊かな人間性を涵養する子ども教室の趣旨も重要ではございますけれども、幸田町の第1の子育て対策としての位置づけとして、児童クラブ一本化ということで進めさせていただきました。

今御質問の26年度の入所申し込みの状況でございますけれども、この数字については、申し込みを受けた段階です。まだ、調査・調整はしてございませんので、よろしく

お願いしたいと思います。

それでは、学校別に定員、通年、長期という順番で報告させていただきます。

まず、坂崎児童クラブにつきましては、定員20名で、通年が27名の申し込みがございます。それから、長期につきましては17名、合わせて44名ということでございます。

それから、次に幸田児童クラブにつきましては、定員60名、通年が135名、長期36名、合計171名。

続きまして、中央児童クラブ、定員が80名、通年84名、長期38名、合わせて122名でございます。

荻谷児童クラブですが、定員が50名、通年59名、長期18名、合わせて77名でございます。

深溝児童クラブにつきましては、定員20名、通年25名、長期が6名、合わせて31名でございます。

最後に、豊坂児童クラブですが、定員20名、通年が39名、長期11名、トータル50名という状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 非常に申し込みが多くなってきているわけでありまして。とりわけ、今、不景気等で共働きしなければなかなか生活が大変と、こういう中で、働く女性がふえている。これも、一つふえた理由にもなるわけですし、また同時に幸田小学校におきましては、若い世代が引っ越してみえて、そして共働きがふえているという状況の中で、今までにない人数になってきているということは、やはり子どもたちの放課後をどう保障していくかということがこれからの課題になっていくというふうに思います。

昨年の8月の児童福祉法の改定では、国としての学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い条例で基準を定めることというふうになってきております。町として、今度からは条例でやっていかなければならないということは、施策としてどう発展・保障していくかということでもあります。

現在、体育館の会議室を児童クラブに改装をし、そして受け入れて、事業を進めてみえました。坂崎、深溝、豊坂、荻谷もそうでありますけれども、ここにつきましては、20人という定員の中で、とりわけ豊坂小学校におきましては、依然足切りが行われるなど、非常に要望も高まってきている地域でもございます。

やはり、こうした児童クラブの施設整備というのはこれから避けて通れない課題となってきたわけでありまして。順次、この整備について拡充を進めるべきだというふうに思います。

また同時に、今お聞きをいたしました高学年の受け入れでございます。施設が狭いから、なかなか受け入れられないということで、高学年は足切りという状況になります。これをどう保障していくかということでございます。その点について、国としては6年生までの受け入れということは表明をしております。その点についてお尋ねいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今、議員の言われるとおり、幸田児童クラブについては、

子どもの児童の数が非常に申し込みも多いということで、それを受け入れる施設のスペースに非常に苦慮してございます。

基本的には、学校の空き教室が児童の移動等の安全性を考えると、それが一番ベターではございますが、今、幸田の場合、子どもは非常に増加傾向にございます。したがって、学校の教室も空き教室が減る傾向にあるということは否めない状況ではございますけれども、子どもの安全を考えますと、学校の中で何とかスペースをキープしたいということで、今、教育委員会のほうと鋭意協議を進めているところでございます。

26年度につきましては、現在、子ども教室のございます幸田、荻谷、中央、この三つの学区につきましては、試験的に6年生まで受け付けをしてございます。その受け付けの数も、先ほど報告させていただいた数の中に含まれておりますけれども、基本的には、低学年、それから養育を必要とする子ども、それを優先的にまずはめていきたいと考えてございます。

現在、中央児童クラブにつきましては、4年生以上の児童というのはございません。1年から3年までで占めております。子ども教室は、4年生以上はゼロという状況であります。

今回の受け付けの状況を見ても、幸田学区はちょっと苦しいのかなという感覚はありますけれども、先ほど申しましたとおり、スペースの確保を何とかできないかなということで、今、担当のほうで教育委員会と協議をさせていただいております。

いずれにいたしましても、平成27年度から子ども・子育て新制度の関係で、現在、おおむね小学3年生までが小学生という表現に変わります。児童クラブにおいても、6年生まで面倒を見ましようという方向で動いております。

ただ、条件的に昼間家庭に親御さんがいない児童ということでございます。差別用語になるかもしれませんが、鍵っ子をなくそうということでございます。担当としては、鍵っ子はできるだけなくしたいという気持ちでございます。

ただ、就労と言っても、パートタイムで3時には自宅にお母さんがお見えになるとか、そういった場合には、できるだけ自宅で親の愛情のもとで子どもさんを育ててほしい、そういう意味合いもあります。そういった部分で、御辞退いただくということはありますけれども、基本的には鍵っ子はゼロにしたいというふうに前向きに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月10日火曜日午前9時から再開いたします。

本日一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を12月16日月曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 0時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年12月5日

議 長 大 嶽 弘

議 員 鈴 木 雅 史

議 員 中 根 久 治